

税務講座 (49)

### 平成20年度税制改正に伴う 減価償却制度の改正

森税務会計事務所 所長  
 全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事  
 税理士 行政書士  
 森 剛一

#### 減価償却制度の改正

平成20年度税制改正によって、減価償却制度が改正されました。機械装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、法定耐用年数が見直されました。

#### 法定耐用年数の見直し

改正により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令「別表第七 農林業用減価償却資産の耐用年数表」が廃止されます。このため、農林業用の機具のうち機械装置は、別表第二に追加された「25 農業用設備」に統合され、法定耐用年数はすべて7年になります。農業用の機械装置の法定耐用年数は、従来、一部に8年などがありますが、ほとんどが5年でした。このため、機械装置については一般に、法定耐用年数が延長されて償却限度額が従来よりも少なくなります。このほか、繁殖用の肉用牛(子取り用雌牛)についても5年から6年に耐用年数が延長されます。

一方、構築物ではコンクリート製の堆肥盤やサイロが2年から1年、鉄骨造の畜舎や堆肥舎が15年から14年に、生物では温州みかんが4年から28年になるなど、法定耐用年数が短縮されたものもあります。

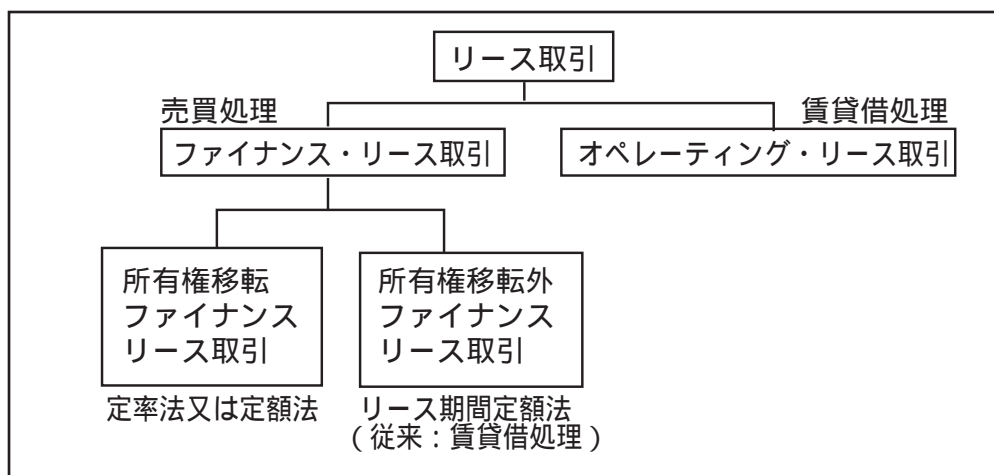
種類	改正前	改正後		
		別表	細目等	耐用年数
建物	別表第一	別表第一	従来どおり	
建物付属設備	別表第一	別表第一	従来どおり	
構築物	別表第七	別表第一	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
			果樹又はポップだな	14
			その他のもの	17
			主として金属造のもの	14
			主として木造のもの	5
			土管を主としたもの	10
			その他のもの	8
	別表第五	別表第五	「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に名称変更	18
機械装置	別表第七	別表第二	25 農業用設備	7
	別表第五	別表第五	「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に名称変更	5
車両運搬具	別表第一	別表第一	従来どおり	
	別表第七		その他のもの	
			自走能力を有するもの	7
			その他のもの	4
器具備品	別表第七	別表第一	きのご栽培用ほだ木	3
			その他のもの	
			主として金属製のもの	10
			その他のもの	5
生物	別表第四	別表第四	全面改訂(内容省略)	

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成 20年 4月 1日以後開始する事業年度について適用されます。適用は、資産の取得日に関係なく、事業年度単位です。具体的には、3月決算の法人から順次、平成 20年度分以降の減価償却費の計算について、改正後の法定耐用年数に対応した償却率を用いることになります。

### 所有権移転外リース取引

平成 19年度改正では、すべてのファイナンス・リース取引を、税務上は売買があったものとして取り扱うこととなり、平成 20年 4月 1日以後に締結する契約から適用されます。こちらは事業年度に関係なく、契約日が基準になります。

ファイナンス・リース取引とは、実質的にリース期間の途中で契約を解除することができないものでリース料総額が取得価額の 90%を超えるものをいいます。ファイナンス・リース取引以外のリース取引がオペレーティング・リース取引になります。



契約日が平成 20年 4月以後の所有権移転外リース取引は、リース期間定額法により償却限度額を計算します。しかしながら、実際のリース料支払額を賃借料としても、リース期間定額法による減価償却費として計上しても、損金になる金額は変わりません。このため、リース開始時に消費税の免税事業者または簡易課税事業者の場合は、次のとおり賃借料として仕訳する簡便法が考えられます。この場合、賃借料は消費税不課税として経理します。リース契約日の翌事業年度以後に消費税の課税事業者になった場合も不課税とします。

<簡便法> リース料支払時：

借方科目	金額	消費税	貸方科目	金額	消費税
賃借料	× × ×	不課税	現金預金	× × ×	不課税

一方、ファイナンス・リース取引では、リース開始時にリース料総額が課税仕入れとなります。このため、リース開始時に消費税の一般（本則）事業者の場合は、簡便法によらず、リース資産とリース債務を両建てで計上する次の原則法によって経理してください。

<原則法> リース開始時：

借方科目	金額	消費税	貸方科目	金額	消費税
機械装置	× × ×	課税	長期未払金	× × ×	不課税

契約書で利息相当額が明示されている場合は、利息相当額は非課税仕入れとなります。

<原則法> リース料支払時：

借方科目	金額	消費税	貸方科目	金額	消費税
長期未払金	× × ×	不課税	現金預金	× × ×	不課税